

後期高齢者医療 被保険者証と保険料決定通知書を送付

被保険者証を送付

後期高齢者医療の被保険者の皆さんに、7月中旬に被保険者証(だいたい色)を送付します。

保険料の決定と支払い方法

平成29年度保険料の決定通知書を7月中旬に送付します。保険料は均等割額と所得割額の合計額で、被保険者一人ひとりに納めていただきます(保険料の算定方法【表1】)。

【表2】

保険料は、年金からの天引き(特別徴収)または口座振替等(普通徴収)により納めていただきます。

均等割額の軽減

世帯(被保険者全員と世帯主)の所得に応じて、均等割額が軽減されます。

【表2】

Table with 2 columns: 軽減割合 (Reduction Rate) and 軽減の要件 (Reduction Conditions). Rows include 9割, 8.5割, 5割, and 2割.

※1 本来は、7割軽減ですが、特例措置により平成29年度も9割または8.5割軽減になります。

所得割額軽減措置

総所得金額から33万円を引いた金額が58万円以下の人に、特例措置により平成29年度は所得割額が2割軽減されます。

1カ月の自己負担限度額

【表3】

Table with 3 columns: 区分 (Category), 外来(個人単位) (Outpatient - Individual), 外来+入院(世帯単位) (Outpatient+Inpatient - Household). Rows include 現役並み所得者, 一般, and 住民税非課税世帯.

※2 「+1%」は総医療費が267,000円を超えた場合、超過額の1%を加算

※3 (44,400円)は後期高齢者医療制度において、過去12カ月以内に世帯ですでに3回以上の高額療養費が支給されている場合の4回目以降の額

※所得区分

- 現役並み所得者...窓口負担割合が3割の人
• 一般...窓口負担割合が1割で住民税課税世帯の人
• 低所得Ⅱ...世帯全員が住民税非課税の人
• 低所得Ⅰ...世帯全員が住民税非課税で、かつ所得(必要経費等控除後)が0円の人

【お詫びと訂正】

広報やわた6月号6面「70歳以上の高額療養費の上限額が変更」において、平成29年8月から変更される所得区分『一般』の外来の自己負担限度額(月額)を12,000円と記載していましたが、14,000円の誤りでした。お詫びして訂正します。

保険料の算定方法

【表1】

Calculation formula for insurance premium: 均等割額 (被保険者1人当たり) 48,220円 + (総所得金額等 - 基礎控除額(33万円)) × 9.61%

特別徴収の場合は

4月・6月・8月は前々年の所得で計算した保険料(仮算定)を天引きし、10月・12月・2月で前年所得に基づいて年間分を計算し直した保険料と仮算定分の差額を天引きします。ただし、年金の受け取りが年額18万円未満の人や

接、納めてください。

後期高齢者医療制度に加入するまで会社の健康保険や協会けんぽ、共済組合の被扶養者であった人で、保険料を負担していた人については、保険料の所得割額がかわらず、均等割額も、本来は5割軽減ですが、平成29年度は特例措置により、7割軽減されます。

窓口で支払う医療費

後期高齢者医療制度では、皆さんが医療機関の窓口で支払う医療費(一部負担金)の割合(窓口負担)を前年の所得により判定します。

医療費が高額になったとき

1カ月の医療費の自己負担額が高額になった場合は、自己負担限度額を超える部分が高額療養費として支給されます。ただし、差額ベッド代など、保険診療外のものには対象になりません。

なお、低所得Ⅰ・Ⅱに該当する人で、医療費が高額になる場合は、限度額適用・標準負担額減額認定証の交付申請をしてください。

福祉医療

8月からの新受給者証を送付

老人医療(満65歳~69歳)、ひとり親家庭医療、重度障害者(児)医療の福祉医療費受給者証は、8月1日から翌年7月31日までの1年間をひと区切り(年度)として交付しています。

現在交付している受給者証の有効期限が7月31日で切れるため、引き続き該当する人には、市から7月末までに新しい受給者証を郵送します。8月以降、医療機関での受診時には、新しい受給者証を使用してください。

重度心身障害老人健康管理事業のシールについても引き続き該当する人に郵送します。

なお、所得制限等で、平成28年度は福祉医療、重度心身障害老人健康管理事業に非該当だった人で、平成28年中の所得が減少した等で、平成29年8月以降に新たに該当する人は、受給者証交付申請書の提出が必要です。

福祉医療等の各制度は、所得制限額(右表)および医療制度ごとに定められた条件を満たす人が該当します。詳細は、お問い合わせください。

▽申請に必要なもの 健康保険証、印かん、

所得制限額

Table showing income limits for various categories (老人医療, 障害者医療, ひとり親家庭医療) based on the number of dependents (0, 1, 2, or more than 1).

※上記の額は、平成28年中の所得から本人控除(障害者控除等)や社会保険料控除を差し引いた額です。

ひとり親家庭は戸籍謄本、重度障がい者(児)または重度心身障害老人健康管理事業対象者は身体障害者手帳か療育手帳
◎老人医療制度(福祉医療)の自己負担限度額が、8月から一部変更になります。詳細は受給者証送付時に同封する「自己負担限度額表」をご覧ください。非課税世帯の人は変更ありません。

老人医療負担金貸付金のお知らせ

市では、市内在住の後期高齢者医療被保険者および老人医療受給者を対象に、入院時の医療費の自己負担分の貸し付けを行っています。貸し付けには、所得・世帯状況等の要件があります。詳細は、お問い合わせください。

◆問い合わせ 国保医療課